

職員の懲戒処分について
【酩酊による粗野な言動等】

1 審議した会議（開催日）

令和7年9月定例教育委員会（令和7年9月25日）

2 職員の処分案の概要

教育政策課長から、次のとおり懲戒処分とする案の説明があった。

宮崎市内の飲食店において飲酒し、店を出た記憶もない酩酊状態のなか、宮崎市内の集合住宅に土足で侵入し、住居侵入の被疑者として現行犯逮捕された主事を戒告。

3 委員からの意見等

- ・ 委員から、反省内容についての質問があり、教職員課長が説明した。
- ・ 委員から、研修等の実施状況について質問があり、教職員課長が説明した。
- ・ 委員から、厳罰化についての質問があり、教職員課長が説明した。

4 審議結果

審議の結果、原案のとおり決定した。